

北海道告示第11689号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条第1項及び第118条の規定により、令和6年度第4四半期自衛官候補生の試験期日及び試験場等を次のとおり定めた。

令和6年12月18日

北海道知事 鈴木 直道

1 試験期日

令和7年1月1日（水）から令和7年3月31日（月）の間で担当の自衛隊地方協力本部の指定する日

2 試験場の名称等

名 称	位 置	問合せ先
陸上自衛隊真駒内駐屯地	札幌市南区真駒内17	自衛隊札幌地方協力本部 011-631-5472
陸上自衛隊北千歳駐屯地	千歳市信濃724	
陸上自衛隊函館駐屯地	函館市広野町6-18	自衛隊函館地方協力本部 0138-53-6241
自衛隊函館地方協力本部	函館市広野町6-25	
レンタルホール&カルチャーセンター ペアーレ乃木	函館市乃木町8-15	
陸上自衛隊旭川駐屯地	旭川市春光町国有無番地	自衛隊旭川地方協力本部 0166-51-6055
自衛隊旭川地方協力本部	旭川市春光町国有無番地	
陸上自衛隊帯広駐屯地	帯広市南町南7線31	自衛隊帯広地方協力本部 0155-23-5882
陸上自衛隊美幌駐屯地	網走郡美幌町字田中国有地	
陸上自衛隊釧路駐屯地	釧路郡釧路町字別保112	

3 受験手続

(1) インターネットによる方法

自衛官募集ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/jieikanbosyu/>) からインターネット応募サイトへアクセスし、画面の指示に従って必要事項を正しく入力し、応募受付期間中に送信すること。

応募受付期間中に本申込が完了した旨の電子メールが届かない場合は、応募受付期間中に必ず応募した自衛隊地方協力本部まで問い合わせること。

また、志願者は、別途経歴評定に該当する資格・免許等の原本証明の写しを1部最寄りの自衛隊地方協力本部に持参又は送付すること。

(2) 郵送又は持参による方法

ア 書類の請求

志願書類は、最寄りの自衛隊地方協力本部において取り扱う。

志願書類の送付希望者は、宛先を明記した返信用封筒（A4判）に切手を貼って同封し、最寄りの自衛隊地方協力本部に請求して下さい。その際、「自衛官候補生志願書類」の請求であることを明記すること。

自衛官募集ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/jieikanbosyu/>) から志願書類を請求又はダウンロードすることもできる。

イ 提出書類及び提出先

次の書類を最寄りの自衛隊地方協力本部に持参又は送付すること。

- (ア) 志願票 1部 (所定欄に6か月以内に撮影した写真を貼ること。)
- (イ) 自衛隊受験票 1部 (志願票と同じ写真を貼ること。)
- (ウ) 返信用封筒(長形3号) 1部 (返信用切手を貼ったもの。)
- (エ) 経歴証明 1部 (経歴評定に該当する資格・免許等の原本証明の写しを提出すること。)

ウ 志願書類受理後は、いかなる理由があっても志願書類は返却しない。

(3) その他

ア 志願書類の提出後又は受験後、住所を変更したときは、速やかに担当の自衛隊地方協力本部に連絡すること。

イ 受験のための交通費及び宿泊費は、自己負担となる。

ウ その他、不明な点については、志願書類提出先の自衛隊地方協力本部に問い合わせること。